

# がん治療にかかるお金のこと ～利用できる社会資源について～

医療福祉科 尾熊宏美

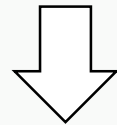


今日「がん」と診断された…。どうしよう。

「これからの生活は？」

「仕事は出来るのかな？」

「治療はいつまでかかるのかな？」



お金の不安！！



お金の問題で治療をあきらめてしまう患者もいるかもしれない…。

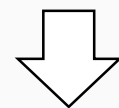


## がんの治療は「お金の問題」がつきもの

★手術、化学療法（抗がん剤）、放射線治療と病状により治療が様々。

★入院治療、外来治療と治療期間が長期。

★治療の副作用で日常生活や就労が困難になることも。



少しでも不安を解消し、安心して治療を受けてもらいたい！



# 利用できる社会資源について

- ①高額療養費制度
- ②限度額適用認定証
- ③減額認定証
- ④傷病手当金
- ⑤その他社会資源



# 高額療養費制度


★同一月（一日から末日まで）に支払った医療費の自己負担が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分が後日払い戻される制度。

★医療費が高額になることが想定される場合は、前もって限度額適用認定証を申請した方が自己負担限度額以上を支払わなくて済む。

★申請は加入している健康保険（国民健康保険、協会けんぽ、会社の健康保険組合など）の窓口。

★申請から払い戻しまで時間がかかるため注意！

自己負担限度額	高額療養費	
保険診療分（3割）		1カ月の医療費（10割）



# 自己負担限度額（70歳未満）

所得区分	1ヵ月の負担の上限額(世帯ごと)	多数回該当
年収約1,160万円～ 健保：標報83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円超	$252,600円 + (医療費 - 842,000) \times 1\%$	140,100円
年収約770万～約1,160万円 健保：標報53万～79万円 国保：旧ただし書き所得600万～901万円	$167,400円 + (医療費 - 558,000) \times 1\%$	93,000円
年収約370万～約770万円 健保：標報28万～50万円 国保：旧ただし書き所得210万～600万円	$80,100円 + (医療費 - 267,000) \times 1\%$	44,400円
～年収約370万円 健保：標報26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税者	35,400円	24,600円

# 自己負担限度額（70歳以上）

所得区分		外来 (個人ごと)	1カ月の負担の上限額 (世帯ごと)	多数回 該当
現役並み	年収約1,160万円～ 標報83万円以上 課税所得690万円以上	252,600円+ (医療費-842,000) × 1%		140,100円
	年収約770万～約1,160万円 標報53万～79万円 課税所得380万円以上	167,400円+ (医療費-558,000) × 1%		93,000円
	年収約370万～約770万円 標報28万円～50万円 課税所得145万円以上	80,100円+ (医療費-267,000) × 1%		44,400円
一般	年収約156万円～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満等	18,000円 〔年間上限 14万4,000円〕	57,600円	44,400円
住民税非課税等	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円	

# 限度額適用認定証

★入院や手術などで医療機関の窓口を支払う負担が高額になる場合、窓口での支払いを自己負担限度額までにする制度。

★申請は加入している健康保険（国民健康保険、協会けんぽ、会社の健康保険組合など）の窓口。

★申請する以前の医療費は該当しない為、利用する月の末日までに申請を！

★保険外負担（差額ベッド代、アメニティ費用など）は対象外。

★自己負担限度額はスライド6参照。

～補足～

マイナンバーカードを保険証登録すると限度額適用認定証の窓口申請が不要になります。





# 減額認定証

- ★後期高齢者医療制度の医療費1割負担で、世帯全員が住民税非課税の方は減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）の対象となる。
- ★申請は市・区役所の健康保険の窓口。
- ★申請する以前の医療費は該当しない為、利用する月の末日までに申請を！
- ★保険料の滞納がある場合は申請できないので注意！  
（自己負担限度額はスライド7表「住民税非課税等」を参照）



# 傷病手当金

★病気やケガをきっかけで仕事を休み、事業主から十分な報酬を受けられない場合に参加している健康保険から傷病手当金の支給を受けられる。

★対象は協会けんぽや健康保険組合など、勤務先で健康保険に参加している会社員や公務員。勤務先から給与を受けている場合や労災保険の休業補償給付や障害年金を受けている場合は対象外。国民健康保険は対象外。

★パートやアルバイトでも勤務先の健康保険に参加していれば傷病手当金を支給できる。

★1日当たりの支給額

(支給開始日以前の12カ月間の各標準報酬月額を平均した額) ÷ 30日 × 2/3

給与の2/3 67%の支給



## 傷病手当金 支給条件・支給期間

★病気やケガで仕事を休んだ日から**3日間の待機期間**を経た後、**4日目以降**に仕事に就けなかった日に対し支給。待機期間には有休、土日祝日も含まれる。



★支給期間は支給を開始した日から**最大で1年6ヵ月**。途中仕事復帰した期間があり再び同じ病気やケガで仕事に就けなくなった場合でも支給期間の1年6ヵ月の期間に含まれる。

# その他社会資源

## ★障害年金

がんにより生じる障害や抗がん剤の副作用による症状によっては給付を受けられる可能性あり。

## ★身体障害者手帳

人工肛門・人工膀胱などストマ装具購入の助成、人工喉頭の購入の助成など。

## ★民間会社の医療保険

入院給付金、通院特約、がん保険など。どの保険内容を契約しているか確認を。



ご清聴ありがとうございました。



ご不明な点はがん相談支援センター、医療福祉科にお気軽にご相談下さい。

